

【山形大学大学院医学系研究科看護学専攻博士後期課程】

*満たすべき水準

山形大学大学院医学系研究科

山形大学大学院の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと、医学系研究科では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「修士・博士」の学位を授与します。

1) 豊かな人間力

(1) 自身の持つ知識・技能を多角的に捉え、豊かな人間力と幅広い学識により諸課題への対応力がある。

(2) 専門職従事者としての倫理観と責任感を持ち、コンプライアンス遵守の精神を得ている。

2) 深化した専門的知識・技能と文理兼修による幅広い視野

(1) 専門分野における学術上の高度な概念や原理を体系的に理解している。

(2) 広い視野から研究の立案・遂行う・統括することができる。

3) 多様な文化の理解とその共生に向けて行動できる能力

(1) 多様な文化と社会を取り巻く環境を理解し、協働することができる。

(2) 自身が取り組むべき課題を基に、新たな研究領域にも挑戦できる能力を身に付けている。

一看護学専攻（博士後期課程）－

山形大学大学院及び大学院医学系研究科の修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、教育プログラム（看護学専攻・博士後期課程）では、以下のような知識・態度・能力を獲得した学生に「博士」の学位を授与します。

1. 科学的根拠に基づき、看護の現象、実践技術およびシステム上の課題を明らかにし解決するために、看護の研究を自立して推進できる 高度な能力を獲得している。
2. 看護高度専門職業人として基本的人権擁護とより高度で専門的な倫理意識を有している。
3. 豊かな学識と高い見識を備え、基礎理論に基づく疾病予防と生活支援方法を開発・整備できる卓越した能力を身に付けている。
4. 現代社会が直面する看護・介護に関する諸課題についての教育・研究・実践活動を単独又はチームとして推進できる能力を獲得している。
5. 多様なサービス提供の場にあって、国内外を問わず学際的チームの協働・連携にリーダー的立場で寄与できる。
6. 自身が取り組むべき課題を基に、俯瞰的視野により新たな研究領域にも挑戦できる能力を身に付けている。

*項目

本課程では論文審査基準を次のとおり定めているので、1, 2 の条件を満たすこと。

1. 以下のア～オの基準を全て満たすこと。

- ア. 「学位論文提出の手引き」（184ページ）の規定に原則として沿っており、学位論文として適切な形式を踏まえている。
- イ. 看護学の科学的基盤の形成、又は看護実践の発展に貢献する意義が明確である。
- ウ. 研究の遂行に際し、適切な倫理的手続きが取られている。

エ. 論文の構成について

- (1) 論文の題名が適切である。
- (2) 目的に沿った研究手法である。
- (3) 分析方法が妥当である。
- (4) 結果及び考察の導き方が妥当である。
- (5) 目的に沿った結論が導き出されている。
- (6) 文献が適切に用いられている。
- (7) 図表・資料が適切に表示されている。
- (8) 要旨についての所定の形式を踏まえている。

オ. 新知見が得られ、専門領域の学術雑誌に投稿して受理される可能性がある。

2. 以下のア、イを満たした上で、ウ以下の基準の一つ以上を満たす論文であること。

- ア. 看護学に優れた貢献のできる新知見がある。**
- イ. 國際的に貢献度の高い文献レビューがなされている。**
- ウ. 科学的探求レベルの高い研究デザインである。**
- エ. 疫学的に意義がある大規模な調査対象者数である。**
- オ. データの希少価値が高い。**
- カ. 研究手法が開拓的であり将来的に有意義と考えられる方法である。**
- キ. 高齢社会看護学の質の高い実践に有意義な研究である。**

*審査委員の体制

(山形大学学位規程)

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。

ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

*審査の方法

提出された論文は、大学院医学系研究科委員会が選出する論文審査委員（主査1名、副査2名以上（研究指導教員1名を含む））により審査され、審査終了の段階で最終試験が行われる。審査は公開制とし、論文内容について発表と口頭試問を行う。最終試験は論文提出者が提出論文について研究発表を行い、それに対して大学院医学系研究科委員会構成員が口頭での試問を行う形式で実施される。なお、最終試験の実施日時及び場所は、本研究科長から通知される。